

## 職員の懲戒処分等の公表について

本町職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

### 1. 処分の内容

#### (1) 職員の所属・職名、年齢、性別、処分の内容

子育て支援課 主査 37歳 男性 給料月額の10/100を2月減給  
地方公務員法第29条第1項第2号及び村田町職員の懲戒の手続、効果に関する条例第3条の規定に基づく減給

#### (2) 処分を行った日

令和5年5月9日

#### (3) 処分等に係る事案の概要

当該職員は、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正実施円滑化事業)交付申請事務において、不適正な事務処理により、補助金交付予定額6,567,000円の交付を受ける事ができず、財政運営に対する重大な支障及び町政運営に損害を与えたものです。

### 2. 監督責任者の処分

#### (1) 処分内容

管理職 給料月額10/100を1月減給 1名  
地方公務員法第29条第1項第2号及び村田町職員の懲戒の手続、効果に関する条例第3条の規定に基づく減給

一般職 戒告 1名

地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく戒告

#### (2) 処分手由

不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導・監督等に適正を欠いたため。

### 3. 町長の責任

#### (1) 処分内容

給料月額の10/100を1月減給

※現行の30/100の減給に加え10/100を減給

#### (2) 処分事由

町政運営の総括責任者としての責任を重く受け止め自戒による措置。

### 4. 町長コメント

この度の不適正な事務処理により、町民の皆さまの信頼を損なう事態となりましたことに対し、深くおわび申し上げます。

今後、組織全体によるチェック機能の強化、コンプライアンス意識の向上などの再発防止策を確立するとともに、全庁をあげて町民の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

令和5年5月9日 村田町長 大沼 克巳